

鳥取市障害福祉サービス等事故報告事務取扱要領

(趣旨)

第1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定相談支援事業所、地域活動支援センター及び福祉ホーム並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業所(以下「事業所」という。)が、厚生労働省令で定める基準(平成18年厚生労働省令第171号、第172号、第175号、第176号、平成24年厚生労働省令第15号、第16号、第27号、第28号、及び第29号。以下「指定基準省令」という。)に基づいて、障害福祉サービス等の提供により発生した事故(以下「事故」という。)について鳥取市(以下「市」という。)に連絡する場合の事務処理に関する事項を定めるものとする。

(事故の範囲)

第2 事業所が市に報告する事故は、次に掲げる場合の内、事故対象者が属する支給決定権者(以下「支給決定権者」という。)又は事業所の指定権者(以下「指定権者」という。)若しくは所在地が市であるものとする。

(1) サービス提供中に、利用者が負傷又は死亡した場合

- ① 「サービス提供中」とは、送迎中も含め、サービスを提供している時間帯を通してすべて含まれるものとする。また、利用者が事業所内にいる間は、「サービス提供中」とする。
- ② 「負傷」とは、事業所の過失の有無を問わず医師の保険診療を要したものを対象とする。また、医師の保険診療を要しなくても、利用者又はその家族等(以下「利用者等」という。)から苦情が出ている場合は、報告の対象とする。
- ③ 「死亡」には、病气死亡を含まない。ただし、死因等に疑義が生じ遺族から苦情がある場合は、すべて報告の対象とする。
- ④ ②及び③に該当しない場合であっても、特に施設長が報告を必要と認めた場合は、報告の対象とする。
- ⑤ 利用者が、事故発生からある程度の期間を経てから死亡に至った場合は、事業所は速やかに市へ連絡し、市の指示があれば、報告書を再提出すること。

(2) 誤薬が発生した場合

- ① 「誤薬」とは、誤った種類や数の薬を与薬した場合、与薬対象者を誤った場合、与薬漏れが発生した場合(与薬対象者を誤った場合に発生した与薬漏れも含む。)等を対象とする。
- ② ①及び服薬介助に伴う類似の事故が発生した場合、利用者の身体への影響の有無に関わらず、すべて報告の対象とする。

(3) 食中毒の発生が認められた場合

(4) 次に掲げる感染症等の発生が認められた場合

- ① 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める1・2・3類に加え、レジオネラ症、疥癬及び結核が発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患

者が1週間に2名以上発生した場合

- ③ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ④ ②及び③に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
 - (5) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等が発生した場合。ただし、利用者からの預かり金の横領、送迎時の交通違反、個人情報の漏洩（疑いを含む。）など、利用者の処遇に影響があるものに限る。
 - (6) 利用者が無届けで外出し、警察、消防等に捜索の協力を依頼した場合
 - (7) その他、利用者の所持品、家財等を破損するなど、利用者等から苦情が出ている場合
- 第3 第2の事故について、関連する他の法令に定める届出義務がある場合は、それに従うものとする。

（事故の報告）

第4 事業所は、第2に定める事故が発生したときは、次に掲げる方法により、できる限り速やかに市福祉部地域福祉課指導監査室（以下「報告先」という。）に報告するものとする。

- (1) 事故の応急措置後、電話で報告（以下「第1報」という。）するものとする。
- (2) 事業所は、第1報後おおむね2週間以内に障害福祉サービス等事故報告書（別紙様式。以下「報告書」という。）により、報告先に報告（以下「第2報」という。）するとともに、必要に応じて市が求めた資料を提出するものとする。
- (3) 第1報で報告する事項は、報告書に掲げる項目に準じて、報告できる事項とする。
- (4) 第2報において、報告書の作成に相当の時間を要する場合は、報告できる事項から順次に報告し、処理状況を明らかにすること。

（報告に対する市の対応）

第5 市は、事故報告を取りまとめ、事故防止に資する観点から、次のとおり対応するものとする。

- (1) 事業所の事故処理が誠意を持って行われ、苦情やトラブルが発生しないよう、必要な指導を行う。
- (2) 利用者等から事業所の対応に関して苦情があった場合は、適宜事業所に事実確認を行うとともに、利用者等に対し、苦情申し立ての制度を紹介する。
- (3) 事業所に指定基準省令に違反している恐れがある場合は、当該事業所の指定権者に連絡を行うほか、支給決定権者又は指定権者として必要な措置をとる。
- (4) 他市町村等（支給決定権者）が関連する事故の場合は、当該他市町村等と連携を図り、必要な措置をとる。
- (5) 必要に応じて事故に伴う関連事業者等への情報提供及び注意の喚起を行う。

（補則）

第6 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1. この要領は、平成30年8月23日から施行する。
2. 施行日までに報告を行っている事故については、従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

障害福祉サービス等事故報告書

鳥取市長 様

年 月 日

1 事業所	所在地				
	事業所名（番号）	（ ）			
	管理者職氏名	—			
	記入者職氏名		電話番号		
	サービス種類				
2 利用者（事故対象者）	住所				
	氏名		生年月日	年 月 日	歳
	受給者番号		支援区分		
3 事故の状況	①発生日時	年 月 日（ ） 時 分頃			
	②発生場所				
	③事故の種類	<input type="checkbox"/> 利用者の死亡（病死を除く） <input type="checkbox"/> 感染症（法定の感染症・疥癬・結核等） <input type="checkbox"/> 利用者の負傷（入院・通院治療を要したもの） <input type="checkbox"/> 誤薬 <input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> 搜索依頼 <input type="checkbox"/> その他（具体的に記入： ）			
	④事故の内容 （発生時の状況、経緯、原因等を記載）				
4 事故時の対応	①事故発見者	氏名		上記2の利用者との関係	
	②事故発見日時	年 月 日（ ） 時 分頃			
	③事故発見場所				
	④対処の内容				
	⑤通院又は入院した医療機関名				
5 事故後の対応	①利用者の状況 （病状・入院の有無等）				
	②家族等への連絡 説明の状況				
	③補償の状況				
6 事故の発生防止	①発生の原因				
	②発生防止対策				

注）記載しきれない場合は、任意の用紙に記載の上、添付してください。